

こんなとき

● 頼れない ● 頼りたくない ● 頼る人がいない…

嘉麻市社会福祉協議会に相談してみませんか？

転ばぬ先の杖
あなたの老後の安心をお手伝い

かま
老後の安心
サポート事業



「最後まで自分らしく」を支えます

社会福祉法人 嘉麻市社会福祉協議会

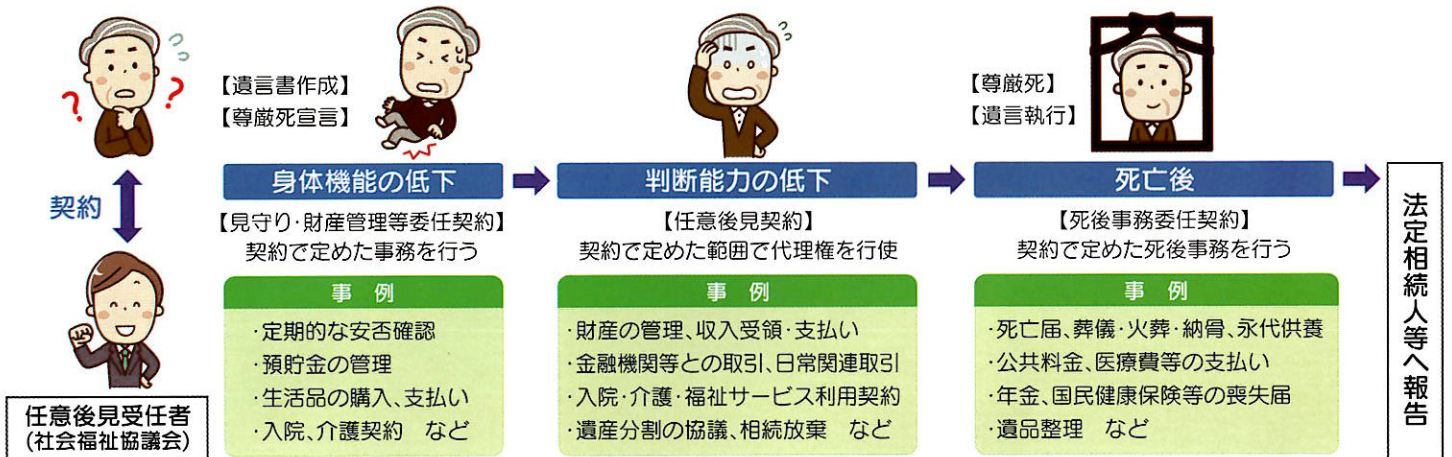
かま老後の安心サポート事業

あなたの老後の安心をお手伝い

【主な事業内容】

- 任意後見制度（移行型）等を活用し、嘉麻市社会福祉協議会が本人と任意後見契約を結び、本人の判断能力が衰えたら、嘉麻市社会福祉協議会が後見人となって本人の権利と財産を守ります。
- 後見人の仕事は本人死亡までなので、本人と死後事務委任契約を結び、死亡届、葬儀・火葬・納骨、公共料金・医療費等の支払い、官公庁への諸届、遺品の整理など死後の一切の事務を引き受けます。

任意後見制度を活用し、「任意後見契約」に加えて、「見守り契約」、「財産管理等委任契約」、「死後事務委任契約」、さらに「遺言」を組み合わせるほか、最近注目されている「尊厳死宣言」も公正証書で作成すれば、老後の支援の空白期間がなく安心して人生を送ることも可能です。



- 施設入所や病院への入退院の際に、必要な物の準備や付き添い、緊急連絡先の指定、貴重品の預かり、入院費等必要経費の支払い等、身寄りがなく不安を抱える方への入所入退院時サービスを提供します。



かま老後の安心サポート事業体系図

ライフステージ	契約に基づく支援の流れ				
判断能力あり	委任契約・任意後見契約（移行型） 及び死後事務委任契約 ※預託金預り ※引渡人がいない方 遺言書作成 ※各契約、遺言書は、公正証書にて	基本サービス (月1回の電話連絡 と半年1回の訪問) ※信頼関係づくり			
身体機能の低下			※本人からの申出により 委任契約によるサービス提供 (見守り、財産管理、入所、入退院時支援など)		
判断能力の低下			※本人の同意を得て、 任意後見監督人選任申立て 選任されると委任契約が終了 任意後見契約による支援開始		
臨終					
死亡後			任意後見契約での支援終了	死後事務委任契約 により死後事務の 執行 ※預託金で	遺言内容執行 (遺言執行者)

※ [] の部分が、社会福祉協議会が行う業務。 ※委任契約は、任意後見契約が効力を生ずるまでの間を支援するもので、必須ではない。

転ばぬ先の杖

かま 老後の安心

サポート事業

立つ鳥跡を濁さず

下記の条件をすべて満たす方が
事業の対象となります。

- ①嘉麻市内に居住する70歳以上の方
※同居者がいる場合、すべて70歳以上の親族であること
- ②明確な契約能力を有する方
- ③原則として子どもがいない方
- ④生活保護を受給していない方

報酬・利用料

年会費 6,000円

任意後見報酬(月額)	
課税世帯(所得割)	10,000円
課税世帯(均等割)	7,500円
非課税世帯	5,000円

生活に必要なサービスの提供

預貯金の出し入れ、入退院時の支援
病院等への付き添いなど

1時間まで1,000円

以後30分を超える毎に350円が加算

重要な書類等の保管(月額)

事務所金庫での保管	350円
貸金庫での保管	250円

定期連絡・訪問(基本サービスを超えて)

基本サービス(無料)として、支援員が
月1回の電話連絡と半年に1回自宅を
訪問しますが、希望によって訪問回数
を増やした場合 1時間まで1,000円

以後30分を超える毎に350円が加算

預託金(目安)

葬儀・納骨・諸届	500,000円～
各種清算費用など	
残存家財処分	業者見積額

※預託金の1割を執行費用としていただきます。

相談から契約までの流れ

1
週間
～
1
か月

相談受付

嘉麻市社会福祉協議会にご連絡ください。面談の日程を調整します。

面談
(来所又は訪問)

嘉麻市社会福祉協議会にお越しいただくか、自宅等に訪問して担当者が相談を受けます。相談にあたってはプライバシーに配慮し秘密は必ず守ります。



2
か月

ヒアリング

ご要望に応じて、親族関係、資産・負債、健康状態、毎月の収支など契約に必要な情報についてヒアリングを行わせていただきます。

3
か月
～
6
か月

サービス
内容の決定

見守りや財産管理の方法、入院時の支援や葬儀納骨先の決定などサービス内容を一緒に考え決定します。死後事務委任契約の場合は、必要な預託金額を算定します。

【死後事務委任契約の場合】

引渡人を指定していただきます。引渡人がいない場合は、公正証書による遺言書の作成をお願いします。



契約

相談者と嘉麻市社会福祉協議会との間で、公正証書等による契約を締結します。その後、契約内容に基づいてサービスを開始します。

終活相談会 を開催しています。ご利用ください。

※相談は1時間以内で、**事前予約**が必要です。

- ・相談日 奇数月の第2火曜日(13:00~16:00)
- ・会場 稲築地区公民館
- ・内容 相続、遺言、任意後見契約、死後事務委任などに関すること
- ・対象者 終活(人生の終わり方に向けた準備)に関心や不安のある方
- ・相談員 司法書士(福岡県司法書士会 筑豊支部)



社会福祉法人 嘉麻市社会福祉協議会

かま終活サポートセンター

〒821-0012 嘉麻市上山田502番地6 ふれあいハウス内

電話:0948-43-3511 FAX:0948-43-3450

E-mail:tiiki@kama-shakyo.com <https://kama-shakyo.com>

【受付時間】月~金曜日(土・日・祝日・年末年始除く) 8:30~17:00